

○厚生労働省令第九十六号

保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに消費生活協同組
合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第
百五号）第三百条第一項第五号及び第八号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改
正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（共済契約者又は被共済者と密接な関係を 有する者） 第十六条の二 法第十二条の二第三項におい て準用する保険業法第三百条第一項第五号 及び第八号に規定する厚生労働省令で定め る密接な関係を有する者は、次に掲げる者 とする。 一 当該共済契約者又は被共済者（法人で ある者に限る。以下この条において同 じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質 的に同一と認められる者に限る。） 二 当該共済契約者又は被共済者の子法人 等 三 当該共済契約者又は被共済者を子法人 等（第三項後段の規定により子法人等と みなされる者を除く。次号及び第五号に おいて同じ。）とする親法人等（同項後段 の規定により親法人等とみなされる者を 除く。次号及び第五号において同じ。）	（新設）

四 当該共済契約者又は被共済者を子法人 等とする親法人等の親法人等 五 当該共済契約者又は被共済者を子法人 等とする親法人等の子法人等（当該共済 契約者又は被共済者を除く。） 六 当該共済契約者又は被共済者の総株主 等の議決権の百分の五十を超える議決権 を保有する個人（第一号に掲げる者を除 く。）	2 前項に規定する「親法人等」とは、他の 法人等（会社その他これに準ずる事業体（外 国におけるこれらに相当するものを含む） をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事 業の方針を決定する機関（株主総会その他 これに準ずる機関をいう。以下この条、第 百条第四項及び第二百十条第二項において 「意思決定機関」という。）を支配している 法人等として次の各号に規定するものをい う。ただし、財務上又は営業上若しくは事 業上の関係からみて他の法人等の意思決定 機関を支配していないことが明らかである と認められるときは、この限りでない。 一 他の法人等（破産手続開始の決定、再 生手続開始の決定又は更生手続開始の決 定を受けた他の法人等その他これらに準 ずる他の法人等であつて、有効な支配従 属関係が存在しないと認められるものを 除く。以下この項において同じ。）の議決 権の過半数を自己の計算において所有し ている法人等
--	--

- 二 一の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。
- ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限り。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この二及び第二十条において同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
- ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

- 三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの
- 3 第一項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。
- 第二百十条（略）
- 2 前項第一号に規定する「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。
- 一（略）
- 二 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ、ハ（略）

- 第二百十条（略）
- 2 前項第一号に規定する「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。
- 一（略）
- 二 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ、ハ（略）

この省令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。	附 則	二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合が融資を行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）
		ホ（略）
	三（略）	二 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該組合が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）
		ホ（略）
	3・4（略）	三（略）
		ホ（略）